

甲選管告示第36号

令和7年10月19日執行の甲賀市議会議員一般選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第10項の規定により準用する同条第5項の規定に基づき、候補者がポスター掲示場に同法第143条第1項第5号のポスターを掲示することができる日は令和7年10月12日からとする。

令和7年10月12日

甲賀市選挙管理委員会
委員長 谷 村 定 義